

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
事務所拡充に伴う建築設備工事一式(7階部分)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2021.3.19	森ビル株式会社 東京都港区六本木6-10-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・内装造作諸設備工事等を行う場合には、貸貸人(森ビル株式会社)又は貸貸人の指定する者にその工事等を依頼するものとされているため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	33,852,500	-	-	-	-	-	

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
事務所拡充に伴う建築設備工事一式(10階部分・個別空調先行発注を含む)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2021.2.3	森ビル株式会社 東京都港区六本木6-10-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・内装造作諸設備工事等を行う場合には、貸貸人(森ビル株式会社)又は貸貸人の指定する者にその工事等を依頼するものとされているため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	63,014,600	-	-	-	-	-	
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2021.2.8	タイグロンパートナーズ株式会社 東京都港区虎ノ門1-16-4	○会計規程第32条第1項第1号 ・各人材紹介業者については、当法人が希望する人材についてどの程度確保できるかは不明であること、報酬は採用に至って初めて発生するものであることから、より良い人材を確保するために、当法人が示す手数料率等の条件をクリアしたすべての応募者と基本契約を行うことが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年収の一定割合	-	-	-	-	-	・複数年契約
運用資産管理のためのデータウェアハウスサービス利用に係る統合ネットワークシステムの改修対応	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2021.2.9	株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎1-2-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・本件は、統合ネットワーク(NW)システムからデータウェアハウス(DWH)サービスを利用可能とするために、統合NWシステムにDWHサービス用の追加の対応を実施するものである。統合NWシステムと一体的に設計、構築、運用することが必須のため、統合NWシステムの現行受託者以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	4,356,440	-	-	-	-	-	
国内上場企業の業績予想データの取得及び利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2021.2.18	株式会社東洋経済新報社 東京都中央区日本橋本石町1-2-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・国内株式指数評価及び国内株式市場分析を行うためには、今回調達する国内上場企業の業績予想データが必要となる。また、業務方針において、評価ベンチマーク収益率を確保することがうたわれていることから、業績予想データは、①国内の全上場銘柄を予想対象とすること②末期本決算期の予想を含む情報であることが必要不可欠である。東洋経済業績予想データは、TOPIX構成銘柄(約2,000社)に対して、今期本決算・来期本決算の業績予想(売上高、営業利益、経常利益、当期利益、配当、など)を独自で行っており、一方で他社ではその半数程度(約1,000社)しかカバーできていない。来期本決算期の予想データも得られないこと、他に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	23,760,000	-	-	-	-	-	・複数年契約

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
自家運用の実施に係る国内債券リスク分析ツール(BarraOne)の契約期間延長	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2021.1.5	MSCI合同会社 東京都千代田区大手町1-7-2	○会計規程第32条第1項第1号 既に、次期国内債券リスク分析ツールを企画競争により選定し、調達手続を進めているところであるが、当該ツールについては、本番稼働が2021年5月以降となった。現行ツールの契約期間は2021年3月31日で、次期ツールの本番稼働までのつなぎ期間は2か月弱を想定しており、当該期間のみのツール利用のために職員の習熟訓練が必要となるのは効率的ではない上、そもそも現行ツール及び次期ツールと同等の機能を有するツールが見当たらないことは、次期ツールの企画競争の際に確認されている。このため、現行ツールそのものの契約期間延長が必要不可欠であることから、現行契約先であるMSCI社以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	15,921,620	-	-	-	-	-	
外部ツール用ネットワーク端末のメモリ増強対応	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2021.1.12	株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎1-2-1	○会計規程第32条第1項第1号 今回調達対象となるメモリを追加搭載する外部ツール用NW端末は、設計・構築から運用保守までを一括して株式会社日立システムズに委託し、速やかな復旧対応等への体制を確保しているところであるが、現行受託者以外からメモリを調達した場合には、原因不明な不具合が発生した場合に保守が困難となる。そのため、これら業務一式は現行受託者に発注する必要があり、現行受託者以外に業務実施主体の代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	1,535,380	-	-	-	-	-	
年金積立金管理運用独立行政法人統合ネットワークシステムに係るクラウド監視サービス(CASB)の機能導入及び運用業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2021.1.15	株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎1-2-1	○会計規程第32条第1項第1号 本件は、統合NWシステムのセキュリティ機能を強化するものであり、統合NWシステムと一体的に稼働するよう設計・構築すること、また、一体的な運用により情報セキュリティの確保、障害発生時の迅速な対応等が必須であり、統合NWシステムの現行受託者以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	21,855,873	-	-	-	-	-	・複数年契約
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2021.1.21	株式会社マイナビ 東京都中央区京橋3-7-1	○会計規程第32条第1項第1号 各人材紹介業者については、当法人が希望する人材についてどの程度確保できるかは不明であること、報酬は採用に至って初めて発生するものであることから、より良い人材を確保するために、当法人が示す手数料率等の条件をクリアしたすべての応募者と基本契約を行うことが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年収の一定割合	-	-	-	-	-	・複数年契約
ポートフォリオのリスク・リターン分析ツール(Barra One)上で利用するバンクローンデータの取得	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2021.1.28	MSCI合同会社 東京都千代田区大手町1-7-2	○会計規程第32条第1項第1号 ポートフォリオ全体の適切なポジション把握やリスク管理を行うためには、リスク・リターンツール上でバンクローンの価格、感応度、リスクなどの計算を行う必要があり、仮に計算が出来なかった場合には当法人のリスク管理に支障を来すことになるため本件データの取得は業務遂行上必須である。データ取得に関しては、データベンダーとの直接契約による配信は圧倒的に高価であることから、データベンダーとのライセンス契約を基にしたツールベンダーを介した配信が通例である。そのため、本件についてはBarra Oneへ唯一配信(供給)を行うことができるツールベンダーであるMSCI社との契約以外に選択肢がなく、代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	7,707,534	-	-	-	-	-	・複数年契約

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.12.2	KANAEアソシエイツ株式会社 東京都港区芝公園1-1-11	○会計規程第32条第1項第1号 ・各人材紹介業者については、当法人が希望する人材についての程度確保できるかは不明であること、報酬は採用に至って初めて発生するものであることから、より良い人材を確保するために、当法人が示す手数料率等の条件をクリアしたすべての応募者と基本契約を行うことが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年収の一定割合	-	-	-	-	-	・複数年契約
指数会社との直接契約(モーニングスター)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.12.8	イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社 東京都港区新橋1-1-1	○会計規程第32条第1項第1号 マネジャーベンチマークでもある当該指数は、親会社であるモーニングスター社が所有する知的財産権であり指数値の算出や公表、利用など当該指数に関する一切の権利を有しており、これらの情報を提供できるのはモーニングスター社のみであるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	契約金額については、運用資産残高に応じて変動	-	-	-	-	-	
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.12.15	RGFタレントソリューションズ株式会社 東京都品川区大崎2-1-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・各人材紹介業者については、当法人が希望する人材についての程度確保できるかは不明であること、報酬は採用に至って初めて発生するものであることから、より良い人材を確保するために、当法人が示す手数料率等の条件をクリアしたすべての応募者と基本契約を行うことが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年収の一定割合	-	-	-	-	-	・複数年契約
指数会社との直接契約(MSCI)追加契約	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.12.15	MSCI合同会社 東京都千代田区大手町1-7-2	○会計規程第32条第1項第1号 ・マネジャーベンチマークでもある当該指数は、MSCIが所有する知的財産権であり指数値の算出や公表、利用など当該指数に関する一切の権利を有しており、これらの情報を提供できるのはMSCIのみであるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	契約金額については、運用資産残高に応じて変動	-	-	-	-	-	・ESG指数を一部追加
ポートフォリオのリスク・リターン分析ツール(Barra One)上で利用する格付データの取得	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.12.24	S&P Global Market Intelligence LLC 55 Water Street, New York, NY 10041	○会計規程第32条第1項第1号 ・年金積立金の運用リスク管理を適切に行うための必要事項として、保有資産の発行体等の信用リスク、保有する外国資産に対しての国別のカントリーリスクの把握などが対象とされている。特に上記カントリーリスクについては、グローバルスタンダードであるS&P、Fitch、Moody'sの3社からの格付を基にカントリー格付を決定している。そのため、契約相手先となるS&P社から格付データを取得してリスク・リターンツールに配信して分析を行うことは、当法人の業務遂行上必須であるが、S&P社以外に上記データについて代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	\$102,671.00	-	-	-	-	-	・11,858,500円(1\$=105円換算)
ポートフォリオのリスク・リターン分析ツール(Barra One)上で利用するCDSデータの取得	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.12.25	Markit Group Limited 4th floor Ropemaker Place 25 Ropemaker Street London	○会計規程第32条第1項第1号 ・ポートフォリオ全体の適切なポジション把握やリスク管理を行うためには、リスク・リターンツール上でCDSの価格、感応度、リスクなどの計算を行う必要があり、多様なデータソースを使用し正確に期間構造を把握したデータが必要とされる。Markit社のデータは、ツールベンダーからも、こうしたスペックを満たすデータが提供できるのはMarkit社以外に選択肢がないことを確認しており、他に代替性があるサービスがないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	\$450,000.00	-	-	-	-	-	・51,975,000円(1\$=105円換算) ・複数年契約

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
年金積立金管理運用独立行政法人統合ネットワークシステムに係る統合文書管理システム機器受入及び運用業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.11.10	株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎1-2-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・本件は、統合NWシステム上に統合文書管理システムを移設するものであり、統合NWシステムと一体的に稼働するよう設計・構築すること、また、一体的な運用により情報セキュリティの確保、障害発生時の迅速な対応等が必須であり、統合NWシステムの現行受託者以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	46,666,070	-	-	-	-	-	・複数年契約
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.11.12	アソート株式会社 大阪府大阪市北区梅田1-2-2	○会計規程第32条第1項第1号 ・各人材紹介業者については、当法人が希望する人材についてどの程度確保できるかは不明であること、報酬は採用に至って初めて発生するものであることから、より良い人材を確保するために、当法人が示す手数料率等の条件をクリアしたすべての応募者と基本契約を行うことが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年収の一定割合	-	-	-	-	-	・複数年契約
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.11.24	株式会社ゼネラルパートナーズ 東京都中央区京橋2-4-12	○会計規程第32条第1項第1号 ・各人材紹介業者については、当法人が希望する人材についてどの程度確保できるかは不明であること、報酬は採用に至って初めて発生するものであることから、より良い人材を確保するために、当法人が示す手数料率等の条件をクリアしたすべての応募者と基本契約を行うことが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年収の一定割合	-	-	-	-	-	・複数年契約
新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係るテレワーク環境用モバイル通信回線(大容量通信)の延長	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.11.30	フォン・ジャパン株式会社 東京都豊島区池袋2-14-4	○会計規程第32条第1項第2号 当面の間、テレワークによる法人業務が継続される方針となっており、12月以降もモバイルルーターの延長利用が必要となるが、一般競争入札による調達手続きでは、短期間でテレワーク環境を維持することが出来ないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	1,299,540	-	-	-	-	-	

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
年金積立金データ管理(GPDR)システムの保守追加対応業務(ベンチマークインデックス新規取込・既存変更対応等)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.10.1	株式会社DTS 東京都中央区八丁堀2-23-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・GPDRシステムは株式会社DTSにその保守業務を委託しており、本件は現行機能の維持のための改修を行うもので、改修作業中も現行機能を利用する必要があり、また、改修後も円滑、かつ安定した稼働によるシステム運営を行う必要があることから、他の業者では代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	12,980,000	-	-	-	-	-	
民間資産運用業界報酬データの購入	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.10.8	エーオンヒューイットジャパン株式会社 東京都千代田区永田町2-10-3	○会計規程第32条第1項第1号 ・エーオンヒューイットジャパン株式会社では、資産運用業界に特化した報酬調査を毎年実施しており、資産運用業界に係る幅広いデータベースを構築し、ユーザーに報酬水準データを提供している。このように資産運用業界に特化したデータを毎年更新し、高い信頼性を備えた詳細な報酬データを提供する会社は他には存在せず、職員採用時・契約更新時の給与の決定や、給与水準の妥当性を民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較する等の手法により国民に分かりやすく説明するためには、当該データの購入が必要であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	9,666,250	-	-	-	-	-	・複数年契約
年金積立金データ管理(GPDR)システムの運用業務に係る統合文書管理システム機器移設支援業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.10.8	SCSK株式会社 東京都江東区豊洲3-2-20	○会計規程第32条第1項第1号 ・統合文書管理システムの機器は、GPDRシステムの運用業務を受託するSCSK株式会社のデータセンター内で運用しており、後継運用業務受託者への引継ぎ対応、機器移設後のラック原状回復及び不要となる設定の削除等の移設元としての支援業務は、現行の受託者以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	2,527,800	-	-	-	-	-	
統合文書管理システムに係る機器移設業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.10.13	富士ゼロックス株式会社 東京都港区六本木3-1-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・統合文書管理システムは富士ゼロックス株式会社に委託し構築したものであり、構築の際、一部のソフトウェアについては個別開発している。個別開発部分を含む統合文書管理システムの調整ノウハウを有している同社しか移設時の障害等発生時に対応できない等、法人文書の電子的管理基盤である同システムを間断なく利用可能とするためには、現行の受託者以外に業務実施主体の代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	4,933,280	-	-	-	-	-	
指数会社との直接契約	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.10.29	MSCI合同会社 東京都千代田区大手町1-7-2	○会計規程第32条第1項第1号 ・マネージャーベンチマークでもある当該指数は、MSCIが所有する知的財産権であり指数値の算出や公表、利用など当該指数に関する一切の権利を有しており、これらの情報を提供できるのはMSCIのみであるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略		-	-	-	-	-	契約金額については、運用資産残高に応じた変動

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.9.10	株式会社ウエストンキャリア 東京都中央区日本橋茅場町1-12-8	○会計規程第32条第1項第1号 ・各人材紹介業者については、当法人が希望する人材についてどの程度確保できるかは不明であること、報酬は採用に至って初めて発生するものであることから、より良い人材を確保するために、当法人が示す手数料率等の条件をクリアしたすべての応募者と基本契約を行うことが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年収の一定割合	-	-	-	-	-	・複数年契約
経済・市場動向に係る情報及び分析ツールの利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.9.29	ブルームバーグL.P. 東京都千代田区丸の内2-4-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・現時点において、ブルームバーグL.P.との原契約及び追加契約により、当社が供給する端末情報等を活用した業務を実施している。このため、端末の追加の必要性が生じる場合、既に他職員が利用しているものと同じツールを割り当てることが業務連携上必須であり、他ツールでは代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	4,544,100	-	-	-	-	-	・複数年契約
新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係るテレワーク環境用モバイル通信回線(大容量通信)の延長	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.9.30	フォン・ジャパン株式会社 東京都豊島区池袋2-14-4	○会計規程第32条第1項第2号 ・当面の間、テレワークによる法人業務が継続される方針が決定され、引き続きモバイルルーターを利用したテレワーク業務を継続する必要があるが、一般競争入札による調達手続では、約2カ月程度必要となり、テレワーク環境を維持することが出来ないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	1,299,540	-	-	-	-	-	
「運用委託業務等の自動化による事務効率化の運用・保守等業務」に係る契約期間の延長	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.9.30	株式会社DTS 東京都中央区八丁堀2-23-1	○会計規程第32条第1項第3号 ・運用・保守業務の体制は、既に原契約者である株式会社DTSによって構築されている。仮に原契約者以外の相手先に委託する場合は、ネットワーク環境及び現契約において導入及び保守を行っているツールの仕様の理解等といった運用・保守体制を改めて構築する工数が発生し、当法人に不利となるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	32,649,657	-	-	-	-	-	・複数年契約

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.8.20	パーソルキャリア株式会社 東京都千代田区丸の内2-4-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・各人材紹介業者については、当法人が希望する人材についてどの程度確保できるかは不明であること、報酬は採用に至って初めて発生するものであることから、より良い人材を確保するために、当法人が示す手数料率等の条件をクリアしたすべての応募者と基本契約を行うことが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年収の一定割合	-	-	-	-	-	・複数年契約
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.8.21	アンテローブキャリアコンサルティング株式会社 東京都千代田区内幸町2-2-2	○会計規程第32条第1項第1号 ・各人材紹介業者については、当法人が希望する人材についてどの程度確保できるかは不明であること、報酬は採用に至って初めて発生するものであることから、より良い人材を確保するために、当法人が示す手数料率等の条件をクリアしたすべての応募者と基本契約を行うことが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年収の一定割合	-	-	-	-	-	・複数年契約
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.8.26	アデコ株式会社 東京都千代田区霞が関3-7-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・各人材紹介業者については、当法人が希望する人材についてどの程度確保できるかは不明であること、報酬は採用に至って初めて発生するものであることから、より良い人材を確保するために、当法人が示す手数料率等の条件をクリアしたすべての応募者と基本契約を行うことが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年収の一定割合	-	-	-	-	-	・複数年契約
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.8.26	株式会社A・ヒューマン 東京都港区南青山1-3-3	○会計規程第32条第1項第1号 ・各人材紹介業者については、当法人が希望する人材についてどの程度確保できるかは不明であること、報酬は採用に至って初めて発生するものであることから、より良い人材を確保するために、当法人が示す手数料率等の条件をクリアしたすべての応募者と基本契約を行うことが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年収の一定割合	-	-	-	-	-	・複数年契約

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
運用機関及び運用戦略に関する定量情報共有サービス	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.7.3	eVestment Alliance,LLC 100 Glenridge Point Parkway Suite 100 Atlanta, GA 30342	○会計規程第32条第1項第1号 ・国内及び国外の債券及び上場株式において、運用機関及び運用戦略についての定量情報の共有サービスの提供や、海外公的年金にかかる情報の共有サービスの提供について、当法人が求める条件に合致する者がeVestment以外にないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	14,623,777	-	-	-	-	-	
事務所の整備に係るコンサルタント業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.7.29	森ビル株式会社 東京都港区六本木6-10-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・本件は、10階事務所スペースを新規に借り入れることにより事務所の拡充を図るものである。本事務所の賃貸人でありかつB工事業者である森ビル株式会社がコンサルタントも実施することで現状調査等の時間短縮が図られ、かつ、工事施工及びコンサルタント業務が一体化されることで更なる期間の短縮が可能なのは森ビル株式会社以外にないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	7,700,000	-	-	-	-	-	
新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係るテレワーク環境用モバイル通信回線(大容量通信)の延長	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.7.31	フォン・ジャパン株式会社 東京都豊島区池袋2-14-4	○会計規程第32条第1項第2号 ・当面の間、テレワークによる法人業務が継続される方針が決定され、引き続きモバイルルーターを利用したテレワーク業務を継続する必要があるが、一般競争入札による調達手続きでは、約2カ月程度必要となり、テレワーク環境を維持することが出来ないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	1,299,540	-	-	-	-	-	
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.7.31	株式会社マーカーキュリススタッフィング 東京都港区赤坂3-4-3	○会計規程第32条第1項第1号 ・各人材紹介業者については、当法人が希望する人材についてどの程度確保できるかは不明であること、報酬は採用に至って初めて発生するものであることから、より良い人材を確保するために、当法人が示す手数料率等の条件をクリアしたすべての応募者と基本契約を行うことが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年収の一定割合	-	-	-	-	-	・複数年契約
年金積立金管理運用独立行政法人統合ネットワークシステムに係る仮想デスクトップ環境追加及び運用保守等業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.7.31	株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎1-2-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・本件は、統合ネットワークシステム上で稼働する仮想デスクトップ環境を構築するものであり、統合ネットワークシステムと一体的に稼働するよう設計・構築すること、また、一体的な運用により情報セキュリティの確保、障害発生時の迅速な対応等が必須であり、現行受託者である株式会社日立システムズ以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	11,884,092	-	-	-	-	-	・複数年契約

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係るテレワーク環境用モバイル通信回線(大容量通信)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.6.2	フォン・ジャパン株式会社 東京都豊島区池袋2-14-4	○会計規程第32条第1項第2号 ・当法人の情報セキュリティ管理上、セキュリティ対策の施された法人貸与の大容量のモバイルルーターを速やかに準備する必要があるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	1,496,440	-	-	-	-	-	
GICS(Global Industry Classification Standard)情報を使用するためのデータ利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.6.9	MSCI Inc. 7 World Trade Center 250 Greenwich Street, 49th Floor New York, NY 10007, USA	○会計規程第32条第1項第1号 ・ベンチマーク等データは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有しており、当該契約の相手方が独占的に提供しているものであるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	\$13,800.00	-	-	-	-	-	・1,476,600円 (1\$=107円換算)
GICS(Global Industry Classification Standard)情報を使用するためのデータ利用(ヒストリカルデータ)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.6.9	MSCI Inc. 7 World Trade Center 250 Greenwich Street, 49th Floor New York, NY 10007, USA	○会計規程第32条第1項第1号 ・ベンチマーク等データは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有しており、当該契約の相手方が独占的に提供しているものであるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	\$40,000.00	-	-	-	-	-	・4,280,000円 (1\$=107円換算)
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.6.11	株式会社 ウェリントン&アソシエイツ 東京都港区赤坂2-22-18	○会計規程第32条第1項第1号 ・各人材紹介業者については、当法人が希望する人材についてどの程度確保できるかは不明であること、報酬は採用に至って初めて発生するものであることから、より良い人材を確保するために、当法人が示す手数料率等の条件をクリアしたすべての応募者と基本契約を行うことが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年収の一定割合	-	-	-	-	-	・複数年契約
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.6.16	株式会社Apex 東京都中央区京橋2-8-8	○会計規程第32条第1項第1号 ・各人材紹介業者については、当法人が希望する人材についてどの程度確保できるかは不明であること、報酬は採用に至って初めて発生するものであることから、より良い人材を確保するために、当法人が示す手数料率等の条件をクリアしたすべての応募者と基本契約を行うことが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年収の一定割合	-	-	-	-	-	・複数年契約
プライベートデットに関する調査研究業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.6.23	株式会社サビアット 東京都港区六本木7-7-7	○会計規程第32条第1項第1号 ・本件は、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る出勤自粛要請に伴い、履行期間内での最終成果品の印刷・納入が困難な事態となり、最終成果品の納入が、2020年6月下旬に見込まれることから現行契約の履行期間延長したため。	-	契約金額の変更無	-	-	-	-	-	
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.6.24	株式会社オープンループパートナーズ 東京都新宿区新宿4-3-17	○会計規程第32条第1項第1号 ・各人材紹介業者については、当法人が希望する人材についてどの程度確保できるかは不明であること、報酬は採用に至って初めて発生するものであることから、より良い人材を確保するために、当法人が示す手数料率等の条件をクリアしたすべての応募者と基本契約を行うことが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年収の一定割合	-	-	-	-	-	・複数年契約
オルタナティブ投資にかかる調査のためのデータベースサービス及び刊行物の購入	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.6.30	Preqin Limited Vintners' Place 68 Upper Thames Street London EC4V 3BJ,United Kingdom	○会計規程第32条第1項第1号 ・グローバルなオルタナティブ投資に必要な情報や、ファンドに関するヒストリカルかつ広汎なカバレッジを有するデータベースとして、他に同様なサービスを提供する社がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	\$28,550.00	-	-	-	-	-	・3,054,850円 (1\$=107円換算)

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.5.14	株式会社 エッグヒューマン 埼玉県さいたま市西区二ツ宮304-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・各人材紹介業者については、当法人が希望する人材についての程度確保できるかは不明であること、報酬は採用に至って初めて発生するものであることから、より良い人材を確保するために、当法人が示す手数料率等の条件をクリアしたすべての応募者と基本契約を行うことが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年収の一定割合	-	-	-	-	-	・複数年契約
オルタナティブ運用に係る情報管理サービス	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.5.19	eFront株式会社 東京都千代田区丸の内2-3-2	○会計規程第32条第1項第1号 ・オルタナティブ投資の運用機関については、2017年4月より公募を開始、順次選定中であるがオルタナティブ投資の運用受託機関との間で契約締結に向けて引き続き交渉しており、2020年3月末～5月末の契約締結を見込んでいた。契約締結後、投資の進捗に伴うデータを受領を通じて機能要件の見極めには1年程度を要すると見込まれることから次期サービスの調達を行うにあたっては、当法人として必要な機能要件を、前述の機能要件の見極めを経て調達仕様を反映することに効率性があり、現行サービスを再度延長するため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	293,403,831	-	-	-	-	-	・複数年契約
資産価値分析のための市場分析ツールの利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.5.22	FactSet UK Limited, Broadgate Quarter, One Snowden Street, London EC2A 2DQ United Kingdom	○会計規程第32条第1項第1号 ・「インデックス等データ活用基盤サービス」においては、①インデックスデータの配信を受ける ②データ加工・蓄積 ③データ抽出・分析といった業務プロセスをとることとなり、①のデータ配信を担っているのは、FactSetである。 ここで提供された指数については、③の段階でパフォーマンス要因分析等を行うことしており、本要因分析に係る結果の正確性を担保するためには、利用部署の職員が、上記データ活用基盤とは別に、①でデータ配信を担っているFactSetの端末に搭載された分析ツールを利用し、同じ情報にてパフォーマンス要因分析等を行って、チェックを行う必要があるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	71,390,000	-	-	-	-	-	・複数年契約
経済・市場動向に係る情報及び分析ツールの利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.5.25	ブルームバーグL.P. 東京都千代田区丸の内2-4-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・GPIFが求めている機能等を提供できるベンダーは市場に複数存在していると考えられるが、ベンダー毎に情報や操作性が異なっている。当法人においては、提供情報の有益性を確認、評価する必要があることから、価格競争による選定は適さないこととして同社を選定したところであるが、新たに分析ツールを利用する職員に対し、既に他職員が利用しているものと同じツールを割り当てることで同じ視点による分析が可能となるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	10,575,400	-	-	-	-	-	・複数年契約
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.5.28	株式会社 グレイス 東京都千代田区麹町5-4	○会計規程第32条第1項第1号 ・各人材紹介業者については、当法人が希望する人材についての程度確保できるかは不明であること、報酬は採用に至って初めて発生するものであることから、より良い人材を確保するために、当法人が示す手数料率等の条件をクリアしたすべての応募者と基本契約を行うことが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年収の一定割合	-	-	-	-	-	・複数年契約

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.4.1	株式会社リクルートキャリア 東京都中央区銀座8-4-17	○会計規程第32条第1項第1号 ・各人材紹介業者については、当法人が希望する人材についての程度確保できるかは不明であること、報酬は採用に至って初めて発生するものであることから、より良い人材を確保するために、当法人が示す手数料率等の条件をクリアしたすべての応募者と基本契約を行うことが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年収の一定割合	-	-	-	-	-	・複数年契約
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.4.1	株式会社コンシェル 東京都品川区上大崎2-15-19	○会計規程第32条第1項第1号 ・各人材紹介業者については、当法人が希望する人材についての程度確保できるかは不明であること、報酬は採用に至って初めて発生するものであることから、より良い人材を確保するために、当法人が示す手数料率等の条件をクリアしたすべての応募者と基本契約を行うことが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年収の一定割合	-	-	-	-	-	・複数年契約
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.4.1	株式会社ジェイエシーリクルートメント 東京都千代田区神田神保町1-105	○会計規程第32条第1項第1号 ・各人材紹介業者については、当法人が希望する人材についての程度確保できるかは不明であること、報酬は採用に至って初めて発生するものであることから、より良い人材を確保するために、当法人が示す手数料率等の条件をクリアしたすべての応募者と基本契約を行うことが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年収の一定割合	-	-	-	-	-	・複数年契約
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.4.1	株式会社コトラ 東京都港区赤坂1-7-19	○会計規程第32条第1項第1号 ・各人材紹介業者については、当法人が希望する人材についての程度確保できるかは不明であること、報酬は採用に至って初めて発生するものであることから、より良い人材を確保するために、当法人が示す手数料率等の条件をクリアしたすべての応募者と基本契約を行うことが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年収の一定割合	-	-	-	-	-	・複数年契約
ベンチマーク等データ利用 (外国株式指数等(MSCI)情報の利用)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.4.1	MSCI合同会社 東京都千代田区大手町1-7-2	○会計規程第32条第1項第1号 ・MSCI指数は、業務方針において外国株式のベンチマークとして既に定められているものである。この指数は、MSCIが所有する知的財産権であり指数値の算出や公表、利用など当該指数に関する一切の権利を有しており、これらの情報を提供できるのはMSCIのみであるため。 本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	\$31,500.00	-	-	-	-	-	・3,433,500円 (1\$=109円換算)
ベンチマーク等データ利用 (国内債券カスタマイズド・インデックスデータ提供)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.4.1	野村證券株式会社 東京都中央区日本橋1-9-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・カスタマイズド・インデックスは、キャッシュアウトのために設定する専用ファンドのベンチマーク指数を作成するものであるが、指数計算に用いる各債券の評価時価と国内債券のベンチマークであるNOMURA-BPIの時価との整合性を図る観点から、NOMURA-BPIを作成している野村證券の時価を用いて計算する必要がある。野村證券は、野村證券の時価を用いて他の業者がインデックスを計算することを認めていないことから、このカスタマイズド・インデックスの作成は野村證券以外で行うことは不可能であるため。 本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	3,960,000	-	-	-	-	-	
ベンチマーク等データ利用 (ブルームバーグ・パークレイズ・インデックスデータ提供)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.4.1	Bloomberg Index Services Limited 731 Lexington Avenue New York, NY 10022, USA	○会計規程第32条第1項第1号 ・本件インデックスデータを配信できる社が、Bloomberg Index Services Limitedのみであるため。 本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	\$80,000.16	-	-	-	-	-	・8,720,017円 (1\$=109円換算)
ベンチマーク等データ利用 (J.P. モルガン・エマージングボンド・インデックス・データ提供)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1	2020.4.1	J.P. Morgan Securities LLC 383 Madison Avenue New York, NY 10179, USA	○会計規程第32条第1項第1号 ・本件インデックス(J.P.モルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド及びJ.P.モルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド)を配信する社がJ.P. Morgan Securities LLCのみであるため。 本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	\$20,000.00	-	-	-	-	-	・2,180,000円 (1\$=109円換算)

<p>資産運用に係るパフォーマンス分析ツールのサービス利用契約</p>	<p>年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1</p>	<p>2020.4.1</p>	<p>株式会社野村総合研究所 東京都千代田区大手町1-9-2</p>	<p>○会計規程第32条第1項第1号 ・NOMURA-BPI等のベンチマーク情報については、本件ツールを利用して取得しておりGDPRシステムへの登録を勘案した場合、他の方法による取得には別途システム開発等が必要になること、また当該ベンチマーク情報については契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有しており、当該契約の相手方が独占的に提供しているため。本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。</p>	<p>会計規程施行細則第50条第2号により省略</p>	<p>21,331,200</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	
<p>国内株式指数(TOPIX・JPX400)情報の利用</p>	<p>年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 沼田英夫 東京都港区虎ノ門1-23-1</p>	<p>2020.4.3</p>	<p>株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2-1</p>	<p>○会計規程第32条第1項第1号 ・契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有しており、当該契約の相手方が独占的に提供しているため。</p>	<p>会計規程施行細則第50条第2号により省略</p>	<p>6,732,000</p>		<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	